

○総務委員会

---

平成31年3月11日（月曜日）

午後1時 0分 開会

午後1時57分 散会

---

午後1時0分 開会

○山口裕司委員長 開会に先立ち皆様に申し上げます。

本日3月11日は、あの未曾有の大災害となりました東日本大震災の発生から8年目を迎える日です。犠牲となられた多くの方々に哀悼の意を表し、御冥福をお祈りするため黙禱をささげたいと思います。

御起立をお願いします。

（全員起立）

○梶 正樹事務局長 黙禱。

（黙禱）

○梶 正樹事務局長 黙禱を終わります。

御着席願います。

○山口裕司委員長 情報通信機器をお持ちの方は、音量をお切りの上、操作音が鳴らないようお願いいたします。

ただいまより総務委員会を開会いたします。

出席状況を報告いたします。

ただいま出席委員は7名で、全員出席でございます。

議会議案第3号 奈良市職員の退職手当に関する条例及び奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入りますが、委員より指名のありました理事者の方は、答弁台の横に席を設けておりますので、速やかにお移り願います。

これより質疑を行います。質疑等はございませんか。

○内藤智司委員 改革新政会の内藤でございます。

継続審査ということでありましたので、今回、付託されております職員の退職手当の条例、それから、企業局の職員の給与の条例の一部を改正するという案件でございますけれども、今回、三橋委員が提案されたわけでございますけれども、我々としては、これをジャッジ、判断していく上においては、やはり慎重なる審査をしなければならないというふうに思っております。

その上で、前回の委員会以降、我々としても調査を行い、関係するところについてもヒアリングもさせていただいた上で今回質問に臨ませていただきます。

今回の条例改正案の提案理由は、「非違行為の発覚時点の相違による職員間の不公正を解消させるため」とあります。今回のきっかけになったのは、民生金庫の運用資金の不正行為に関する職員の懲戒処分についてであるということですが、人事課長にお尋ねをいたします。

今回の処分は、部長を戒告処分、当時の次長を停職1カ月相当、課長を減給10分の1の6カ月としたものでございます。

今回の事案の経過と処分の理由について改めてお聞かせください。

○鈴木千恵美人事課長 ただいまの内藤委員の御質問にお答えいたします。

民生金庫運用資金の不正行為につきまして内部通報があったため、人事課において部長、当時の次長、課長のほか関係職員から事実関係を聞き、本人の署名、捺印により発言内容に間違いがないことを確認いたしました。

その後、認定した事実関係をもとに、奈良市職員分限懲戒審査委員会において審査され、処分量定が決定したものでございます。具体的には、部長につきましては、担当職員の不正に疑念を抱いたにもかかわらず、次長からのお金の取り扱いについて不正はなかったという報告を受けた後に、具体的な調査内容の確認を怠ったという責任を問い、戒告とされたものでございます。

当時の次長につきましては、部長から確実に調査せよと指示されているにもかかわらず、課長に対し内々で処理せよと受けとめられるような曖昧な指示を出したこと、また、当初から不正が疑われる事案であるにもかかわらず、自身では実質的な調査をせずに部長に不正はなかったと報告していたこと、事実を把握した段階で人事課や法令遵守監察監へ報告をしなかったことに対し、停職1カ月相当という判断がなされたものでございます。

課長につきましては、次長の指示を課内で内々で処理せよと受けとめ、不正を行った職員の親族から被害金を返済させたのみで処理を終わらせていること、また、返済させた被害金額の計算も不明確、不正確で、いわゆる井勘定で不適切なものでございました。

所属長として処理してんまつを次長に報告する際にも、職員の使い込みがわかり、弁済させたが、内々の処理でよいのか等の伺いをすべきであったことに対し減給6月という処分がなされたものでございます。

以上でございます。

○内藤智司委員 人事課長、ありがとうございました。

今、それぞれの処分量定の違いについて聞かせていただいたところでございますが、今、分限懲戒委員会のヒアリングの中身は、我々が知り得ることというのは、今、まだかなわないことなのですが、基本、処分を受けた方々は、そのヒアリングに対して自分自身認め、署名、捺印されているという状況については確認をさせていただいております。

ただ、処分量定の中で、不正を疑われる事実があるにもかかわらず、人事課や法令遵守監察監へ報告をしなかったと問われていますが、これは、誰が人事課や法令遵守監察監に報告すべきだったのか教えてください。

○鈴木千恵美人事課長 御質問にお答えいたします。

事務の不正を把握した時点で、課長、次長から部長に事実を報告した上で、3人とも課長級以上の職員であることから、誰がということではなく、当該3人の職員全員に報告義務があったと思われまます。

以上でございます。

○内藤智司委員 今回の事案については、部長も当然、次長も課長もこれにかかわった周囲の管理職も不正が疑われていたとのことですが、そういうことを認識されていたのではないですか。

その意味では、今回の処分量定を鑑みると若干の違和感を抱かれても仕方がないというふうに思われます。周囲から見るとその責任を現場に押しつけたように感じられますし、また、そういう声も職員間でも出ているのは、事実でございます。

この点について、総務部長としての受けとめをお聞かせください。

○吉村啓信総務部長 ただいまの内藤委員の御質問にお答えいたします。

責任を現場、職員、あるいは課長のことをおっしゃっているんだと思いますけれども、押しつけたんじゃないかという御質問でございます。

今回の事案では、不正を行った職員本人を懲戒免職処分とし、直属の課長を減給処分としております。先ほども人事課長がお答えしましたように、課長の行為は不適切なものでございました。

また、課長の処理全般への関与度も大きく、当時の次長への報告は完全なものとは言えず、また、親族に被害金の返済を求めている時点で不正を認識し、報告の遅延、おくれは明らかであり、黙認と同等と思慮されるものであったため、減給6月としたものでございます。

○内藤智司委員 部長、ありがとうございました。

今回の事案について、かかわった管理職のうち1人でも危機管理が備わっていれば、私は今回の事案には至っていなかったというふうに思えて残念でなりません。これまで本市職員の不正は、後を絶たない状況である。しかし、ほとんどの職員は日々、毎日まじめに公務に励んでおられます。一部の間違った行為で市役所全体の信頼がそのたびに損なわれていく、職員の働きがいにも、本当に影響することであるというふうにも思います。

今後、決して不正を起こさせない、不正を見逃さない、そういった危機管理を徹底し、健全な組織風土を醸成していくことが最優先でなければならないことであろうと、これは私がこの審査に入るときにもそのことは申し述べたというふうにも思いますが、この点について、改めて副市長にお聞きいたします。

○向井政彦副市長 今回の民生金庫の運用資金に関する不祥事につきましては、改めて深くおわびを申し上げたいと思います。

委員御指摘のように、このような一部職員の不祥事によりまして、市民の皆様の市役所全体に対する信頼を一気に失うことになり、また、日々真面目に公務に励む多くの職員の士気を下げ、また、やる気を損なうことになるということにつきましては、まことに残念であり、遺憾であると思っております。

職員の不祥事撲滅のためには、これまでも機会あるごとに指導、注意喚起も行ってきたところではございますが、今後もさらにこれを組織の危機として捉え、危機管理の徹底と風通しのよい健全な組織風土を構築していくことが最優先であると考えております。そのためには、職員一人一人が法令を遵守し、服務規律に違反しないという強い自覚を持ち、特に今回は管理職の対応にも問題があったわけでございますが、管理職員には率先垂範して服務規律の確保を図るとともに、部下職員の公正なサービスの確保に努め、その行動について適切な指導、監督すべきことを再度徹底したいと思っております。

また、今回のような、特にこういう現金にかかわる業務につきましては、やはりその職員が不正を行いにくい、そのようなチェック体制、組織環境が大変重要だと考えております。そのため、適時事務監査や職場環境の点検なども必要であろうと考えております。これからも市民の信頼を回復させるために不正をさせない、不正ができない、そのような組織づくりを行ってまいりたいと考えております。

○内藤智司委員 副市長、ありがとうございました。

先ほど申し上げましたように、今回のこの調査に当たりましては、人事課長はもちろんのこと、対象の部長、それから当時の次長、それから課長にも直接話をお聞きいたしました。

話を聞いている中で、人事課長が今述べられた理由等も含めて、若干差異はあるようにも思い

ますが、そこは、本人たちも、先ほど申し上げたようにヒアリングの調書の分については納得し、捺印しましたということの話もお聞きしているわけでございますけれども、共通しておっしゃられていることは、やっぱり報道が一つキーワードになっています。あたかも組織と言うか、管理職が放置していたとか、丸くおさめようとかいうふうな表現もあったかとは思いますが、一人一人聞くと、全くそんなことはないですよというふうなこともおっしゃられていますし、ましてや隠蔽を示唆したこともないということもおっしゃられています。

対象の皆さんがおっしゃられているのは、二度とこのような職員があらわれないように、そして、報道についても、やはり誰かが犠牲になったというふうな報道をされたことに対してもひどく憤りを感じておられるわけですが、私は、先ほど申し上げたように、やっぱり職員が不正を行った、出来心もあるし、魔が差したということもあろうかというふうには思いますけれども、副市長、先ほど言われたように、やはり起こさせない、そして不正を見逃さない、こういった組織風土、仕組みというのがまず大事なんだろうなど。

今回の改正案というのは、私は、出口をどうするんだということだというふうに思います。しかし、何遍も繰り返しますけれども、起こさせない、見逃さない、そして、そのこと自体が職員を守ることなんです。不正を行った人は、その本人も生涯、一生と言うか、この市役所での人生を放ってしまう。また、その家族も不幸にさらすということになるんです。

それをきちっとした、やっぱり危機管理をすることによって、職員を守ってやる、そのことは、私は一番大事なのかなというふうに思います。出口で血どめするんじゃなくて、やはり血が出ないように入り口でそれを防止するというこのほうが私は大事なのかなというふうに思いますし、今、本当に、別のところでまた議論はさせていただきますけれども、これから管理職の役割というのは、どんどん広がって、深くなっていくというふうに思います。そのことを踏まえて今後全市挙げて、今副市長おっしゃられた内容に取り組んでいただきたいというふうに思います。

以上をもって私どもの今回の付託された案件についての審議は終了させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

### ○三橋和史委員 新風政和会の三橋でございます。

今回の条例改正案の提出者でございます。

市長部局に何点か質問させていただきたいというふうに思いますが、今回の条例改正に当たりましては、そもそも逃げ得を許してしまうような制度不備が現行の制度にはあるというふうに繰り返し申し上げております。

それは、どういうことかと言いますと、懲戒免職に該当する分については、退職後も一定期間については退職手当の返納を求めることができる、この点は、平成20年ごろに条例改正により解決が図られている。

ところが、免職に至らない減給処分、あるいは停職処分については、当該非違行為を行った職員について、その当該非違行為の発覚時点はその職員の退職直前、あるいは退職後に発覚してしまった場合には、減給処分、あるいは停職処分に相当する経済的不利益を求めていくことができない制度になってしまっている。

これは、すなわち、減給あるいは停職処分相当に該当する非違行為を行った職員については、退職直前については、その不正を、非違行為を隠蔽してしまったほうが事実上得策になってしまう、事実上逃げ得を許してしまう、そういった制度と、だから、今回の条例改正で減給処分、あるいは停職処分についてもその点を改善していきましょと、そういった改正案でございます。

その点は議員の皆さんも趣旨は御理解いただいていると思います。

その点、市長部局の見解として、この現状の制度不備、これは問題視されていないということなのかどうなのか、それを総務部長にお伺いしたいと思います。

○吉村啓信総務部長 三橋委員の御質問にお答えいたします。

現行の退職手当の支給制限制度の不備をどう考えているんだということでございますけれども、退職手当の支給制限は、懲戒処分というものを基本とした制度でございます。懲戒処分は、免職、停職、減給、戒告という種類がございますが、全て公務員としての身分を有していることというのを前提とした制度でございます。退職後は、原則として科すことはできないということで、その例外としまして、懲戒免職処分相当の行為は退職手当の支給制限、あるいは返納を求めていくことができるというふうになっているものでございます。

今申し上げましたように、退職後の退職手当の支給制限が公務員の身分としての制度を前提としている以上、これを停職、あるいは減給にまで広げていくことは、今委員おっしゃいました趣旨は理解できるところでございますが、困難であると考えております。

○三橋和史委員 市長部局は、昨年12月議会でも、市長の見解で、先ほど事例として挙げられました民生金庫の横領事件に関して、既に退職済みの職員に対して、停職1カ月相当だということで、その分の自主返納を求めているという事実がございます。

その自主返納を求めるというのは、一体どの法令、あるいは条規に基づくものなのかお聞かせいただきたい。

○吉村啓信総務部長 お答えいたします。

法令の根拠ということでございますが、自主返納に関しましては、特に根拠規定はございません。

○三橋和史委員 そうなんですよ。法律の留保の原則というのがあります。行政が私人に対して——もう既に退職後は公務員といえども私人ですよ——私人に対して一定の財産を、もう既に給与として正当に支給しているものに対して返納を求めていくという、私人にとれば、非常に重たい不利益を伴う対象になってしまっているわけです。

それにもかかわらず、現状は、法律の根拠なく、また、条例の根拠なく行われている。これが非常に問題だというふうに私は繰り返し申し上げてまいりました。

ひいては、私人の財産権、あるいは、事実上一方的に報道発表等もされていることによる名誉権の侵害等もございますので、これは、法律の根拠なく求めているということ自体が現状おかしいということを申し上げておきたいというふうに思います。

そして、次にお伺いしたいんですけれども、先ほど内藤委員がおっしゃいましたけれども、民生金庫の横領事件に関しまして、当該実行行為、つまり横領行為の実行行為を行った職員の監督責任を問うとして、直属の上司の課長級職員——これについては、現在も在職中でありましてけれども、減給6カ月10分の1の重い処分を受けているということでありましてけれども、この職員は、いつから当該実行行為を行った職員の直属の上司になったんですか。

○吉村啓信総務部長 平成29年度当初からでございます。

○三橋和史委員 この横領事件はいつ発覚したんでしょうか。

○吉村啓信総務部長 お答えいたします。

昨年、平成30年6月だったと記憶しております。

○三橋和史委員 これは、課長級職員が平成29年当初に課長に昇格で当時の実行行為者の上司にな

っている。

そこで、今まで何十年も行ってきた事務について、1年もたらずこの事件を発覚させたわけです。この不正事件を発見した職員に当たるわけです。不正を発見した職員が処分をされている、こういった見方がされる嫌いがあるというふうに思いますけれども、その点いかがですか。

この不正をしっかりと発見して、それを報告した職員が処分を受けてしまっている、こういった見方については、どのような見解ですか。

○吉村啓信総務部長 お答えいたします。

今回の課長級職員に対する処分の理由といたしましては、事案が疑われるにもかかわらず適切な調査をせず、自分で計算した弁済金相当額を返納させて、それ以上の報告を人事課なり法令遵守監察監にしなかったということが理由となっているところございまして、発見したということだけではございません。

○三橋和史委員 少しよくわからないんですけども、この当該課長は、不正を発見し、直属の上司である次長にも報告をしていると、部長にも報告をしたという一部の証言もあるという中で、本当に減給10分の1、これを6カ月、これだけの重い処分を当該課長に受けさせる必要があったのかどうか、まず、この点指摘しておきたいというふうに思います。

そして、最後に、私、この事件に関連しまして、一つ抜け落ちている議論があると思うんです。それは何かと言いますと、監査委員からも指摘されておりますけれども、民生金庫の貸付業務を保護第二課の職員が行うことについては、分掌事務に規定されていないんです。つまり、地方公務員法第35条にも規定されておりますけれども、職員の職務専念義務に違反させるような事務を当該職員にさせていたというのは、これは奈良市役所の組織全体に関するマネジメントが行き届いていないからそういった状況になっていると思うんです。

つまり、これは、民生金庫の貸し付けというのは、本来公務ではないんです。公務でないものを保護課の職員に対して行わせていたというのは、これは市役所全体の責任だと思えますよ。にもかかわらず、現場の職員だけ、あるいは退職した職員だけに対して責任を押しつけるような今回の処分になっているわけです。

つまり、民生金庫の貸付業務というのは、本来公務ではないわけです。法的根拠のない貸し付けを行っているという問題点が監査でも指摘されている。直ちに奈良市民生金庫の貸付業務の執行を取りやめられたいというふうに指摘まで受けているんです。

これを私どもが調べましたら、保護第二課の分掌事務に入っていないんですよ、この民生金庫の事務というのは。その点は、人事課の責任にもなると思えますよ。この点、いかがですか。人事課長、どういう見解ですか。

○鈴木千恵美人事課長 ただいまの三橋委員の御質問にお答えいたします。

分掌事務につきましては、適正に定めるべきものと思っておりますけれども、一つ一つの事務まで網羅できていないところも現状かと思えます。改めるべきところは改めていきたいと思っております。

以上でございます。

○三橋和史委員 そういうことを聞いているのではなくて、この民生金庫の分掌事務、当該実行行為者の一人一人どの事務を担当するかというのは、課の分掌事務だけではなくて、さらに下位の個々の職員がどの事務を行っているかというものを定めている実態もございませぬ。そこからもないんですよ。そこからも抜け落ちている。

つまり、これは公務ではないのに、その事務を公務として漫然と、何十年ですか、させていたということは、これは、人事課、あるいは総務部系の部署の責任でもあると思うんですよ。その点はどういうふうに考えているんですか。

○鈴木千恵美人事課長 ただいまの質問にお答えいたします。

先ほども申しあげましたように、人事課としまして、今回のことは重く受けとめておりますので、再度、分掌事務につきましても見直しを図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○三橋和史委員 今後どうするかは聞いていないんですよ。この事件に関して、漫然と当該部署に公務としてその事務を担わせていたということは、これは総務部関連の部署の責任ではないのかと聞いているんです。どなたが答えていただいても結構です。

○吉村啓信総務部長 ただいまの三橋委員の御質問にお答えいたします。

民生金庫の事務を保護第二課で、申請の受け付け、あるいは通帳の管理を実際しておるわけなんですけれども、これは、たしか昭和四十何年に民生金庫という任意団体と奈良市との間で委託契約を結んでおりまして、その契約に基づいて民生金庫の申請の受け付け、あるいは資金の管理は市のほうで行いなさいというふうな約束をしているものでございまして、市の業務じゃないんじゃないかという御指摘がございましたけれども、私どもはその委託契約に基づく市の業務として捉えておるところでございます。

○三橋和史委員 そういうことをおっしゃるから深く聞いてしまうことになるんですけれども、そうしたら、その委託契約ですか、その契約の文書、残っているんですか。

○吉村啓信総務部長 残っていたと思います。

○三橋和史委員 その委任文書等は、保存されていないと監査委員から指摘を受けているんですけれども、そうしたら、監査委員に対して事実を報告していなかったということなんですか。

○吉村啓信総務部長 お答えいたします。

文書、監査委員さんにどのように返事されたか、誰がどういうふうに返事されたか私承知しておりませんが、そのような委託契約の文書、見たことがございますので、先ほどあると思いますという答弁をさせていただきました。

○三橋和史委員 監査委員の監査委員告示、平成30年6月29日——私が監査委員になる前の話ですけども——ここに福祉部に関する指摘のところ、「「奈良市民生金庫」における業務は、過去に奈良市社会福祉事務所が、奈良市民生委員児童委員協議会から委任を受けたと推測され、それに伴い現在に至るまで、保護課職員が受付から貸付までの業務全般を行っている。しかし、根拠となる委任文書等は保存されておらず、市の職員がこの業務を行うことになった経緯は確認できなかった」とあるんですよ。部長の答弁正しいんですか。

○吉村啓信総務部長 失礼いたします。

私自身は、先ほどそういう委任文書を見たという記憶に基づきまして答弁させていただきました。そこまで監査委員告示で書いてあると、ほかの職員がそのように委員さんに答えて、監査委員告示に書かれているということでございますので、もう一度確認させていただきたいと思えます。

○三橋和史委員 確認してもらわんと。休憩して。今すぐ確認できると思うので。

○山口裕司委員長 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後1時35分 休憩

午後1時42分 再開

○山口裕司委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

○吉村啓信総務部長 失礼いたします。

先ほどの三橋委員の御質問にお答えいたします。

私、不正確な答弁を申し上げましたので、もう一度書類の関係のことを答弁させていただきますと、私、見たと記憶しておりましたのが、民生金庫の貸付資金の貸付契約書という書類で、奈良市と奈良市民生金庫の間で結ばれている契約でございます、こちらが平成29年4月1日の書類を今持っております。

あと、契約書ではございませんが、奈良市民生金庫運営規則という民生金庫で貸し付けの手続あるいは限度額を定めた書類がございます、この規則の施行期日が昭和43年4月1日となっているところでございます。

私、先ほどこの2つの書類を混同してしまいまして、当初からの貸付契約がありますと、見ましたというふうな答弁をしてしまいました。不正確な答弁をしまい、申しわけございません。おわびして訂正させていただきます。

○三橋和史委員 私、何度か指摘させていただきましたので、最初の指摘の段階で確認をするなり何なり、そういった答弁、議会に対する答弁ですから、しっかりしていただきたいと思えます。

つまり、分掌事務に入っていないということは確かなんです。部長がおっしゃるように、当初の委任を示した文書等も存在していないということは確かなんです。

ですから、この事務を漫然と何十年も続けてきて、そして、当該課の職員に対して、公務ではない仕事をさせていたということ自体は、これは人事課、そして総務部系の職員の責任にもなるんじゃないかということ指摘しているわけです。

しかしながら、今回の処分に関して言えば、人事課、また総務部は、処分を受けていないわけです。だから、このままこの事案がうやむやになっていけば、その点は誰が責任をとるんだということ私には聞いているわけです。

議論から抜け落ちていたというのは、つまり、公務ではないものを当該課の職員、また実行行為者、横領は社会的には認められませんが、そもそも公務ではないものをさせていた、この点の責任はどうなるんだということをおっしゃっているんですけども、公務ではないということは、今明らかになりましたので、その点はどう考えていますか。総務部系の職員の責任はないのか、その点をお聞きしたいと思います。

○吉村啓信総務部長 お答えいたします。

今三橋委員がこの民生金庫の貸付関係の事務は公務ではないということをおっしゃいましたが、私どもといたしましては、民生金庫から奈良市が受託してその事務を保護第二課の職員が行っているというふうなことで理解しておまして、公務ではないということは言えず、公務の一環として把握しておるところでございますので、私含めた総務部系の職員の処分というのも、そういう問題は発生しないのではないかと考えておるところでございます。

○三橋和史委員 今、公務ではないということをおっしゃいました。そうしたら、今現時点で、この民生金庫の貸付業務、これは、どの職員がされているんですか。

○吉村啓信総務部長 失礼します。

すみません。私、公務ではないということはないとちょっとややこしい表現をしてしまいまし



て、すみません。公務であると、民生金庫の貸付業務は市が受託した業務でありますから、職員がその業務を行うことは公務の一環であると、公務であるというふうなことで考えております。

○三橋和史委員 だけれども、受託した、それを証する文書は残っていないわけでしょう。受託も証明されない。なのに公務だというふうにおっしゃる。これは理解しがたいと思います。

部長がおっしゃるように、これは公務だと言うんですね。公務だということであれば、今、きょうの時点で、この貸付業務は誰が担当しているんですか。

○吉村啓信総務部長 お答えいたします。

この民生金庫事案の発生の後、福祉部で市の職員が現金を取り扱うことをやめられ、制度の運用方法を変えられて、今現在は現金の受け渡しの面は、奈良市社会福祉協議会で仕事をしていただいているというふう聞いております。

○三橋和史委員 おかしいじゃないですか。先ほどは公務だというふうにおっしゃった、けれども、奈良市社会福祉協議会が現時点でその業務を行っている、公務なのに何でその協議会がしているんですか。答弁矛盾しているんですよ。もうこの件は、一例にすぎませんので、もう結構でございますけれども、そういう事実認定や状況の認定が甘い状態で今回の職員に対する処分が行われているというのは、これは、今の審議の過程、ごらんいただいた市民の皆さん全員が疑う余地のないところだというふうに思いますけれども、やはり、当該職員、この懲戒処分を受けた職員もそうですけれども、これはほかにも本当の意味で責任が問われていない、逃れている職員がいるわけですよ。

けれども、そういった職員が、時間がたてば、退職時期を待てば、そういった懲戒に伴う減給、停職処分に伴う非違行為が認定された場合、もう退職間近、あるいは退職後になれば、そういった不利益を逃れられる現行の体制になってしまっている。だから、私は今回この条例改正案を提出したわけです。

市長部局も勉強と言いますか、調査研究と言いますか、これは引き続きやっていただいて、必要があれば相当の解決策を示していただきたいというふうに思うんですけれども、最後、もう一度、総務部長、いかがですか。

○吉村啓信総務部長 お答えいたします。

先ほどの答弁で申し上げましたとおりでございますが、繰り返しになって申しわけございませんが、退職手当の返納を既に退職した者に対して求めていくというのは、懲戒処分が公務員の身分を前提とした制度でありますことから、懲戒免職という重い非違行為に至らない停職以下の非違行為に関しましては困難であると現時点では認識しております。

以上でございます。

○三橋和史委員 懲戒処分が退職後にできないのは当然ですのでその点を聞いているのではなかったんですけども、この条例改正案の中身、よく研究していただいたら、当然の内容であることはわかっていたはずなんですけれども、余り議論がかみ合わないということは、その中身をよく理解していただいているのかなというふうに思いますけれども、その点は残念ですけれども、議員の皆さん、私、提出させていただいたこの条例改正案ですけれども、皆さん趣旨はわかるというふうにおっしゃる。けれども、その中身に一定の課題は残るというふうにおっしゃる。対案があればぜひ出していただきたいということを申し上げまして私のきょうの質疑、終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○山口裕司委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山口裕司委員長 本席のまま暫時休憩いたします。

午後1時52分 休憩

午後1時55分 再開

○山口裕司委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

以上でただいま議題にしております議会議案第3号の質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

○内藤智司委員 改革新政会でございます。

本議案につきましては、反対をさせていただきます。

討論は、この後本会議で取り扱われる議会運営委員会までに討論するかどうか検討させていただきたいというふうに思います。あれば本会議場でさせていただきます。

○三橋和史委員 三橋でございます。

討論は、新風政和会として、またあれば本会議でさせていただきたいと思います。

○山口裕司委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山口裕司委員長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議会議案第3号を原案どおり可決すべきものと決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○山口裕司委員長 ありがとうございます。

起立少数であります。

よって、議会議案第3号は否決すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第103条の規定に基づく委員会報告書及び委員長報告はいかがいたしましょうか。

(「委員長一任」と呼ぶ者あり)

○山口裕司委員長 ありがとうございます。

それでは、正副委員長に御一任願います。

なお、議会議案第3号の質疑を行われた委員は、本日の質疑内容の要旨を各委員1人2件以内で副委員長まで御提出願います。

以上で総務委員会を散会いたします。ありがとうございました。

午後1時57分 散会